

いじめ防止基本方針

草加市立栄中学校

令和5年度

目次

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方 P 1
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - (3) 草加市教育委員会 いじめの防止等に関する基本的な考え
 - (4) 本校の基本理念

2. いじめ防止等の対策のための組織 P 3
 - (1) いじめ防止対策委員会の設置
 - (2) いじめ発生時の対応組織図
 - (3) 基本方針の見直し体制

3. いじめ防止等に関する取組の柱 P 4
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 事案対処
 - (4) いじめの解消

4. 重大事態への対処 P 7
 - (1) 重大事態への対処の流れ
 - (2) 重大事態発生時における留意点

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

（「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終決定 平成29年3月14日）」）

いじめは全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家族その他の関係者連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行なわれなければならない。

(3) 草加市教育委員会 いじめの防止等に関する基本的な考え

①基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない重大な人権侵害であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめを防止するには、特定の子どものや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がる。そのために、市及び教育委員会・学校・保護者等は、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめの防止等に取り組むものとする。

②「いじめ撲滅サミット宣言」

平成25年8月28日に開催された平成25年度草加市立小中学校「いじめ撲滅サミット」において、市内小中学校代表児童生徒の協議により、「いじめ撲滅サミット宣言」を全会一致で採択した。

この宣言には、各校児童生徒のいじめ撲滅への思いが込められている。市はこの宣言をいじめ防止の柱ととらえ、児童生徒が主体となったいじめ撲滅への決意を市全体で支援する。この宣言に託された思いを決して忘れないためにも、基本方針に明示することにより、いじめ防止に向けた児童生徒の意志を発信していくものである。

わたしたちは、次のことを宣言します。

- 一、お互いを認め合い、助け合います。
- 一、いじめを見すごしません。
- 一、相手の気持ちを考えて行動します。
- 一、笑顔いっぱいの学校をつくります。

平成25年8月28日
草加市立小中学校児童生徒代表

栄中学校区（栄中、栄小、松原小）のスローガン

「思いやりとあいさつで笑顔が増える学校にしよう」

③いじめの防止等に関する基本的な考え

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、学校外でも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」（暴言や無視など）であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

いじめの防止等では、「未然防止」「早期発見」「事案対処」という3つの視点から、学校、家庭、地域が連携を図りながら、取り組む必要がある。特に、子どもの生活の中心となる学校においては、いじめの防止等のための具体的な方針を示すとともに、家庭・地域と一体になって取り組みを推進していくことが求められる。

(4) 本校の基本理念

本校の目指す学校像及びいじめに関する基本理念を次のとおり定める。

○一人一人がかげがえのない存在として大切にされる学校

○人権や生命が尊重されお互いを認め合う「いいところ探し」の学校

○生徒が「通いたい」、保護者・地域が「通わせたい」学校

「一人ひとりが人として大切にされなければならない」

「命の尊さについて考え、かけがえのない自他の命を大切にする」

「互いを大切にし、他者の心や体を傷つけることを許さない」

全教職員の共通理解のもと、生徒にも理念の実現を求め、互いの違いを理解し、認め合う望ましい人間関係の構築を図る。学校教育活動全体を通して指導の充実を図るとともに、保護者や地域との共有を図る。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ防止対策委員会」を設置する。この組織を中心として、教職員全体での共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

① いじめ防止対策委員会の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを母集団とし、その他、校長が必要と認める者を加えて構成する。

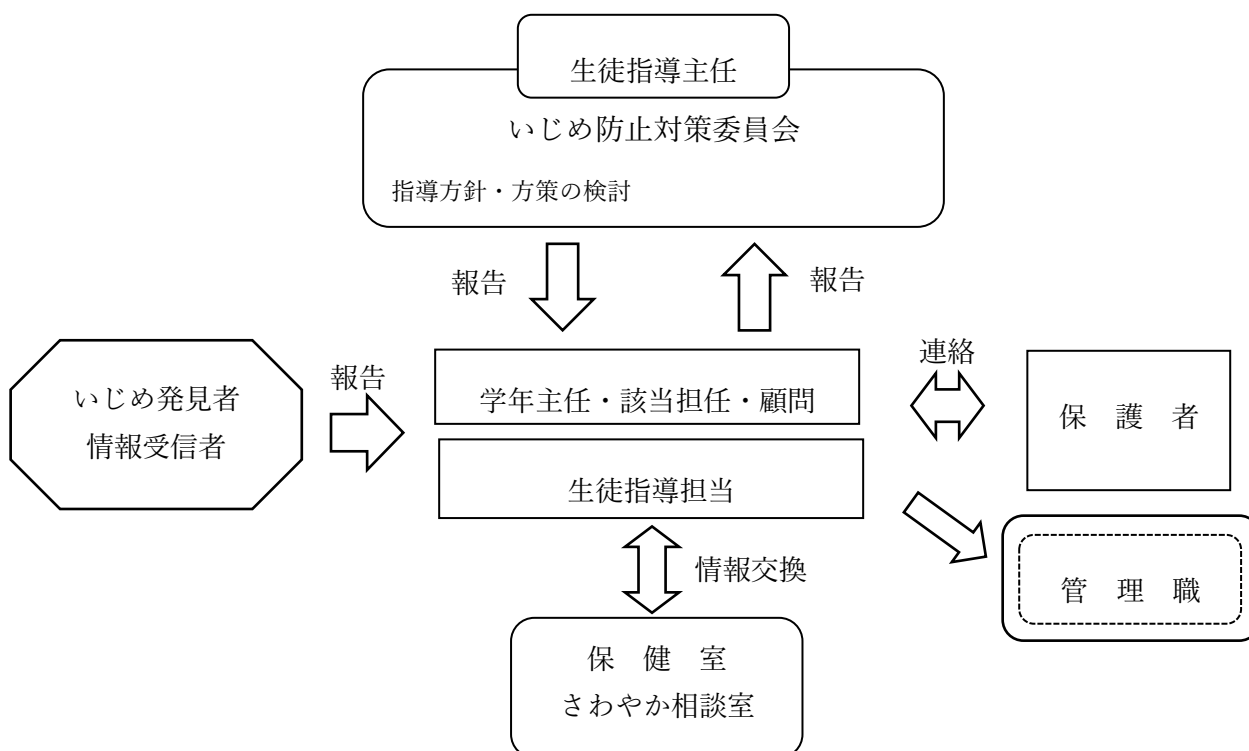
② いじめ防止対策委員会の役割

「未然防止」「早期発見」「事案対処」「事後の経過観察」のための取り組み、情報共有の際の職員への伝達、資料提示、集約分析等を行う。また、いじめが発生した際の指導方針や方策を検討する。

③ いじめが発生した際

いじめ防止対策委員会にて、対応・対処の方針や方策を検討する。ただし、構成員については、対外（他校生徒が関わる等）的な事案、他学年と関わる事案、部活動内での事案、規模や状況により、学年主任や部活動顧問、第三者関係機関を加える等、弾力的に組織する。

(2) いじめ発生時の対応組織図



(3) 基本方針の見直し体制

校内研修等で「いじめ防止基本方針」について適切に評価し、措置の改善を図る。また、「いじめ防止の具体的な取り組みに関する事」「いじめに対する措置や対応に関する事」について、年度末に評価を行う。さらに、「対処がうまくいかなかったケース」を十分に検証し、取り組みについての評価と併せて、必要に応じた基本方針の見直し等を図る。

3. いじめ防止等に関する取組の柱

(1) 未然防止

未然防止にあたっては、学校・学年・学級における教育活動の根底に、人権尊重の意識がなければならない。それを基盤として、人権感覚を育み、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付けさせる。また、生徒一人ひとりが対等で豊かな人間関係を築けるよう、豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養う。

①学校における人権教育の推進

「一人ひとりの生徒が人権の意義内容や重要性を理解し『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになる」という目標を押さえ、全教育活動を通して推進する。『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』については、本校理念と併せて全教職員の共通理解、共通指導の柱とし、家庭・地域・生徒にも常時発信する。

②学ぶ喜びを味わえる授業の展開

授業は共に学ぶ意味を十分に浸透させ、分かる授業、各自の意見、学習姿勢等を生徒相互が尊重し合うような働きかけに努める。相互の学びを阻害する私語、嘲笑などには厳しい姿勢で臨む。

また、学業不振により学校生活に主体的に取り組む意欲を失うことは、相互不信に向かわせる要因の一つとなる。そのため生徒が主体的に参加し、学ぶ喜びを味わえるよう常に授業の改善を図る。

③道徳教育の充実を図る

道徳は国法により、学校におけるいじめの防止の具体的内容として示されている。道徳の充実が学校教育として当然のことであることから、「いじめ」に関わる内容を題材とした道徳の授業を実施する。学年ごとに扱う教材をそろえ、同時期に実施する。また授業後に、生徒の実態・様子も含めた情報交換や意見交換等を行い、生徒理解の充実を図る。

④互いのよさを認める場の設定

学級活動や学校行事を通して、多くの生徒が活躍できる機会を様々な場面で設定し、学級・学校全体でその活動を見守り、認め、一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を養う。日常の学習活動においても生徒相互の認め合いの場をより多く見いだせるように努める。

⑤保護者との連携

いじめの解決には、保護者の働きかけが重要である。問題の有無にかかわらず、常時、学校と保護者が連携を密にしていく。また、いじめの防止等のために保護者の役割への啓発を図る。

(2) 早期発見

いじめを受けている生徒が周囲にそのことを訴えることは難しく、大人の前で認めることができないことが多い。そのため、いじめの早期発見にあたっては、生徒の何気ない言動の中にあるサインを感じ取る鋭い感性を高め、「気付く洞察力」や「迅速な行動力」の向上を図る。また、常に生徒の実態把握に努め、全職員で情報を共有し、保護者を含め関係機関とも連携して取り組んでいく。

①日々の観察，生活ノートを活用

授業中はもちろんのこと、休み時間や昼休み、放課後の時間で生徒の様子に気を配り、生徒と共に過ごす機会や時間を積極的に設ける。

生活ノートの中でのやりとりを大切にし、悩みや訴えを拾いあげ、生徒が安心できる信頼関係を構築する一助とする。

② アンケート調査

いじめに関するアンケート（学校生活アンケート）を年5回実施する。

【実施方法】

- ・前後左右の座席を離し、真剣な雰囲気の中で実施する。
- ・記入が終わったら用紙を裏返して、周囲の様子がわからないようにさせる。
- ・気になる回答があった場合、すぐに面談実施の調整を図る。

（※ 面談を実施する場合も、周囲や本人に対して十分な配慮をする）

③面談の実施

全生徒対象に面談を実施する。教職員は生徒の声に傾聴し、受容する態度を示し、安心して話せる環境づくりに取り組む。

面談等で得た生徒の個人情報、その対外的な取り扱いについて十分に配慮し、管理する。

④保護者からの相談，地域からの情報

保護者会や通信等にて、学校が相談しやすい環境であることを発信し、相談体制を広く周知する。そのためにも、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いていく。また、定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなどを点検する。

(3) 事案対処

いじめの発見、報告を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会のもとで組織的に対応する。第一に被害生徒を徹底して守り、同時に正確な実態把握に努める。そして、事実関係の確認後に教育的配慮のもと、加害生徒の指導に毅然とした態度でのぞむ。

①組織的対応

- ・「報告・連絡・相談」体制を日常的に整え、いじめの情報をキャッチした際には、組織として迅速に対応する。（連絡体制については前述の対応組織図を参照）
- ・疑いがある場合でも報告をする。
- ・本人や保護者からの訴えの場合は真摯に傾聴する。
- ・被害生徒、報告してくれた生徒の安全を配慮する体制をとる。

②正確な実態把握

- ・被害生徒、加害生徒双方から聴取し、事実を確認する。
- ・可能な範囲で周囲の生徒からも情報を収集する。
- ・聞きとりの際は、事実関係、きっかけ、原因、行為などの客観的な情報を収集する。

③指導・援助体制の確立

- ・経過に沿った情報を共有し、指導の方針、方策と援助体制を明確にする
- ・「いじめ防止対策委員会」にて、指導方針と方策を協議する。
- ・管理職のリーダーシップのもと、いじめを確実に解消する。
- ・被害・加害両生徒の保護者へは、直接会い、より丁寧伝える。また、事実確認できた情報の提供と、学校としての指導方針、方策を伝えると共に、対応経過についてもこまめに伝え、誠実に対応する。

④生徒への指導・支援

- ・生徒への指導・支援の際は複数の教職員が関わり、再発を防止する。
- ・謝罪の場面については、学校の指導と見届けの中で設定する。
- ・被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・加害生徒への指導は、相手の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。ただし、加害生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、生徒の社会性の向上や、健全な人格の形成に配慮した指導を行う。

⑤指導後の対応

- ・被害生徒、加害生徒のケアを行う。特に被害生徒の心のケアには十分配慮する。必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーの協力を得て対応する。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行う。いじめの「観衆」や「傍観者」、また自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っている生徒への支援、指導を継続して十分に行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が3ヶ月は止んでいること。

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子ども等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた子ども等本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた子ども等を徹底して保護し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた子ども等の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の

役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処をとる。

①草加市教育委員会への報告と連携

- ・重大な事態が発生した旨を、草加市教育委員会に速やかに報告する。
- ・報告の際は、命の有無、被害状況、事件概要、精神的ケアの必要性、保護者の申し出内容と保護者の状況等を客観的な観点で報告する。

②関係機関との連携

- ・草加市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「緊急いじめ防止対策委員会」(仮称)を設置し、必要に応じて草加警察署等の関係機関へ報告する。

③調査班の編成と事実関係の明確化

- ・「緊急いじめ防止対策委員会」(仮称)を中心として、専門家等を加える又はアドバイス等を受け、「調査班」を編成し、事態や被害の状況等、事実関係を明確にする。

【調査内容】

- ・いつ(いつ頃から)
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景や事情
 - ・生徒同士の間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか
- など

※ 明らかになった事実関係は、被害生徒及びその保護者に適切に提供する。また状況に応じて、適時、経過報告や結果報告をする。

④被害生徒に対する複数教職員による保護

- ・秘密を守ること、必ず保護することを約束し、安全の確保と不安の除去に努める。

⑤指導方針の決定、対応班の編成

- ・教職員全体の正確な事実関係の把握と共通理解のもと、調査結果を踏まえた必要な対応・措置を含めた、指導方針を「緊急いじめ防止対策委員会」(仮称)にて決定する。
- ・事案や状況により、適切なメンバーを加え「対応班」を編成する。必要に応じ心理に関する専門家等の関係機関からメンバーを加える。

⑥対応班による解決に向けた指導

- ・再発防止のための必要な措置をとり、適切な指導の場面を設ける。しかし、場合によっては、教育委員会等の外部機関が必要とする措置をとる場合もある。

(2) 重大事態発生時における留意点

①調査を行う組織について

- ・ いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

②事実確認について

- ・ 多角的・広範囲から情報を収集し、因果関係の特定を急がない。また、これらの事柄について被害者、第三者からの情報をアンケート調査や聞き取り調査により収集する。
- ・ 情報を提供したことにより、被害生徒や情報提供者に新たに被害が及ばないように配慮する。

③被害生徒への配慮について

- ・ 被害生徒から直接の聞き取りができない場合は、迅速に当該保護者と今後の調査について十分に協議し、意向を汲み取りながら、理解を得た後に調査を行う。また、保護者会の実施の有無とその時期について、被害生徒の保護者の意向を汲み取る。

④事後指導について

- ・ 再発防止に細心かつ全力を尽くし、安全安心な学校生活の維持に努める。また、被害生徒の心情を第一に考え、その意向によっては学習環境の変更についても弾力的な対応を検討するよう教育委員会との連携を図る。
- ・ 加害生徒に対しても教育的配慮のもと対応を検討する。

<重大事態対応フロー図>

